

セコム マイホーム保険

家庭総合保険

商品改定のご案内

平素よりセコム損保に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

セコム損保では、ご契約期間の初日が2021年1月1日以降のセコム安心マイホーム保険(家庭総合保険)におきまして、商品改定を実施いたしました。改定内容の主なポイントをご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 補償内容の改定

● 貴金属等の取扱いに関する改定

- ◆ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等を「高額貴金属等」と定義し、個別に明記する方式から、高額貴金属等の保険金額を設定して包括的に補償する方式へ変更します。これにより、貴金属等明細書への個別明記が不要となります。

注意点

- ・ 高額貴金属等の保険金額が設定されていない場合に、高額貴金属等に損害が生じたときは、高額貴金属等の1個または1組ごとに30万円を限度として、高額貴金属等以外の家財に損害が生じたものとみなします。なお、高額貴金属等の保険金額が設定されている場合でも、高額貴金属等が盗難されたときは1回の事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。
- ・ 地震保険については、従来どおり高額貴金属等は対象外となります。

● セコム損保の付帯サービス(懸賞)の実施

- ◆ 一定の条件を満たすセコム安心マイホーム保険のご契約者様を対象に、毎月一定数、セコム(株)の防災グッズが抽選で当たるセコム損保の付帯サービス(懸賞)を実施します。

応募条件 次のいずれも満たす契約が対象です。

- ・ 保険料が1万円以上であること。(長期一括払の場合は一括払保険料、長期年払の場合は当初1年間の保険料)
- ・ 申込書ペーパーレス契約であること。

当選確率 契約内容に応じて異なります。

- ・ 建物と家財をセットで契約した場合・・・当選確率2倍
- ・ 地震保険を付帯した場合・・・当選確率2倍
- ・ 建物と家財をセットで契約し、かついずれにも地震保険を付帯した場合・・・当選確率4倍

その他 対象となる防災グッズなど、その他の詳細につきましては、セコム損保の付帯サービス(懸賞)のチラシをご参照ください。

2. 保険料の改定

● 保険料の改定

- ◆ 2019年10月に損害保険料率算出機構(注)により参考純率が改定されたことに伴い、当社におきましても直近の事故発生状況等を踏まえ、改めて全面的な保険料の見直しを行います。
- ◆ ご契約条件により、保険料が前年に比べてアップまたはダウンする場合がございますが、保険料の見直しについてご理解を賜り、申込書等に記載された実際の保険料についてご確認をいただきますようお願い申し上げます。

(注) 損害保険料率算出機構とは、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として設立された中立機関です。損害保険の料率は「純保険料率」と「付加保険料率」からなっていますが、損害保険料率算出機構ではこのうち「純保険料率」を算出し、参考値として保険会社に提供しており、これを「参考純率」といいます。

3. その他の改定

各項目の詳細および下表以外の改定内容につきましては、代理店または当社にお問い合わせください。

項目	概要
建築基準法の改正に伴う構造級別の改定	建築基準法の改正(2019年6月25日施行)により建物に対する防火性能規制が変更となったことに伴い、火災保険の構造規定を変更します。ご継続時に従来の構造級別が変わる(これにより火災保険料および地震保険料が変わる)可能性がありますので、ご注意ください。
臨時費用保険金補償特約(30%・300万円)の原則販売停止	2020年1月の商品改定時に修理費の範囲を拡大したことにより、本特約の販売を継続する必要性が低くなっていることから、原則販売停止とします。
質権設定禁止に関する特約の廃止	現在新規契約の取扱いを行っておらず、販売を継続する必要性が低くなっていることから、販売停止とします。

今回満期となるご契約が1年を超える長期契約にご加入されていたみなさま

2021年1月以前に実施している主な改定内容についても、以下のとおりご案内いたします。

今回満期となるご契約の保険始期日が改定時期よりも前の場合は、以下の改定についても合わせて適用されます。

<2010年1月以降始期契約の主な改定>

- 住宅火災保険、住宅総合保険を販売中止とし、家庭総合保険(セコム安心マイホーム保険)に統一しました。
- 構造級別の変更等を実施しました。
- 水災補償の損害額が保険価額の30%以上の場合、従来の縮小してお支払いする方式から実損害額を補償する方式に変更しました。

<2011年1月以降始期契約の主な改定>

- 建物の評価額を算出する方法を変更しました。
- 風災・雪災などで損害額が20万円に満たない場合でも、お支払いの対象としました。
- 臨時費用保険金の支払割合で30%・100万円限度とするタイプは、10%・100万円限度に変更しました。
- 借家人賠償責任補償特約に修理費用保険金を取り込みました。(補償限度額:300万円)
- 破損・汚損損害補償特約の免責金額を3万円に統一しました。

<2015年10月以降始期契約の主な改定>

- 保険期間は最長で10年までとなりました。
- すべてのご契約で新価基準にて保険金をお支払いする契約としました。
- 臨時費用保険金補償特約は、補償内容を拡大して盗難事故の場合でも補償対象となりました。
- 敷地内構築物修理費用補償特約は特約としては廃止し、敷地内構築物(屋外設備・装置)は、普通保険約款で建物保険金額までの補償が可能となりました。

<2020年1月以降契約の主な改定>

- 残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用の3費用を損害保険金に含むこととしました。また、損害額が保険金額を超える場合には、上記3費用を残存物取片づけ等費用保険金として、保険金額の30%を限度に別枠でお支払いすることとしました。
- 罹災時に再評価を行わない「評価済保険」を導入し、約定付保割合の改定を実施しました。
- 保険契約者等が所有または運転する車両の衝突・接触を補償の対象としました。
- 生計を共にしない親族が所有する家財を補償の対象に追加しました。
- 動物、植物(生垣を除く)および稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するものを補償対象外としました。
- 免責金額について、「3万円」「5万円」を選択できるようになりました。
- 建物の築年数、補償内容および保険期間により保険料が決まる「建物建築年数別料率制度」を導入しました。

(注) 今回の改定とは別に、上記の改定により建物の保険金額や約定付保割合の見直しが必要となる場合があります。

★地震保険は、2015年10月(長期契約時の改定(自動継続から長期年払方式へ))、2017年1月(保険料・損害区分と保険金支払割合等の改定)、2019年1月(保険料・割引確認資料範囲の拡大)および2021年1月(保険料・長期係数の改定)に改定を実施しています。

※このご案内は、家庭総合保険(セコム安心マイホーム保険)および地震保険のご契約を対象としております。

※このご案内は、2021年1月の改定概要をご説明したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件があります。更に詳しい内容をお知りになりたい場合には、取扱代理店にお問い合わせいただくか、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)または約款をご覧ください。

信頼される安心を、社会へ。

SECUM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町 2-6-2 セコム損保ビル
<https://www.secom-sonpo.co.jp/>

SEK-1101-2009-0049 F0223-00-20 2101